平成２６年（フ）第１１５８号
東京都品川区西品川３丁目16―４　田中方
債務者　小谷野美知子
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９１号
東京都立川市上砂町５丁目11番地の10ルミエール上砂第１　102号
債務者　成羽　耕
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１４１号
東京都武蔵村山市残堀４丁目32番地の３サンレイク残堀201号
債務者　葉山　光男
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１４２号
東京都武蔵村山市残堀４丁目32番地の３サンレイク残堀201号
債務者　葉山　裕子
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５９２７号
大阪府高槻市南平台４丁目21番11号
債務者　松村　琴美
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９３号
大阪府吹田市古江台５丁目５番Ｂ33―308号
債務者　城野　和彦
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１号
東京都八王子市館町1097番地館ヶ丘団地２―10―1015
債務者　高橋　昌道
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第６０号
岐阜県土岐市泉町河合859番地の１
破産者　大鋸　勝博
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第６１号
岐阜県可児市川合116番地　ケントハイムＡ―201、開始決定時の住所愛知県みよし市三好町上258番地　レオパレスユーリッチ104号
破産者　大鋸　国晃
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第７７号
岐阜県中津川市付知町9793番地
破産者　早川しげり
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１２４号
岐阜県土岐市泉町大富218番地の４
破産者　坂本　遼太
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１３１号
岐阜県多治見市坂上町９丁目38番地の１フォーブル浅井Ａ―106
破産者　福田建装こと　福田　勇輔
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第５４７号
堺市堺区神明町東３丁２番25号
破産者　株式会社広田製作所
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３２１号
奈良県北葛城郡河合町星和台１丁目９番地１
破産者　有限会社オートギャラリー西大和
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
岡山県津山市小原22番地
破産者　株式会社モビック
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１８１号
岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子662番地１
破産者　有限会社西岳ヒュッテ
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６９号
千葉県茂原市高師859番地３　カネオカ第一ビル302号
破産者　岡田　勇人
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
新潟県新発田市月岡温泉397番地１
破産者　株式会社ホテル杉本
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所新発田支部